

Ⅷ. 英国における外国人歯科医師の状況について

1. 英国における外国人歯科医師の扱い

英国においては、EUにおける歯科医師移動に関する歯科医師の流出入以前から、英国連邦に関係する各国（例：豪州、シンガポール等）の国の歯科医師の受入れについて多くの経験を有していた。

英国で言う「外国人歯科医師」というカテゴリーについては、「EU/EEA 加盟国歯科医師免許保持」、「EU/EEA 加盟国以外の歯科医師免許保持者」という2つに分けられる。

受入れについては、英国における歯科医師職の管理団体である General Dental Council (GDC) が、その規則を制定している。

2. EU/EEA 加盟国歯科医師について

EU/EEA 加盟国からの歯科医師については、前述の通り、個別試験等はなく、必要手続きを経ることで、GDC への登録 (Registration) を行うことができる。通常、Vocational training (VT: 職業訓練) の義務はない。他国により、条件が異なるので注意が必要とされている。

デンマークおよびフィンランド
デンマークとフィンランドで資格を取得した歯科医師は、英国で登録申請を行う前に、自国において一定の研修を修了している必要がある。

(1) イタリアおよびスペイン

イタリアとスペインで資格を取得した歯科医師は、英国での登録申請の前に、自国での十分な経験を積んでいることが必要である。

(2) ポーランドおよびチェコ

ポーランドとチェコの資格については、現在

(2010 年現在)、欧州指令における資格としての水準を満たしていないことから、英国での登録申請の5年前より、最低3年間の臨書受け意見があることを証明する必要がある。

(3) EEA 加盟国

EEA 加盟国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）の資格保持者は、EU 加盟国の資格保持者と同等の扱いとする。

(4) 国籍について

欧州連合においては、労働者の移動の自由も保証されていることから、EU 市民については、どの加盟国においても自由に労働場所を選択できるが、この点については、EU 市民および EU 市民と結婚をした非 EU 市民に適用されるものであり、EU/EEA 加盟国の教育機関にて資格を取得した非 EU/EEA 市民には適用されるものではないので注意する必要がある。

EU/EEA 市民であって、EU/EEA 加盟国外での資格を保持している歯科医師については、基本的には、GDC への登録に際して再資格取得を行う必要はないが、資格に関する情報や知識、経験の有無についての確認を行う必要がある。

また、英国の保険医療制度を担う National Health Service (NHS) への勤務を規模する場合は、EU/EEA 加盟国からの歯科医師も含め、外国人歯科医師は、英語の語学レベルの認証を必要とされる。

3. EU/EEA 加盟国外歯科医師について

英国は、歴史的経緯より英国連邦国との関係も深く、これまでに該当国からの歯科医師の受入れを行っていた。2010 年現在は、EU/EEA 加盟国外で認証される歯科医師免許について

は、2001 年前までの免許であり、オーストラリア、香港、マレーシア（1950～1962、マラヤ大学 1997～2000）、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカのものについては、認証されることとなっている。条件に該当しない場合および EU/EEA 加盟国外からの歯科医師については、GDC への登録のためには、GDC の行う Overseas Registration Examination(ORE)への合格が必要となる。

(1) Overseas Registration

Examination (ORE) について

前述のとおり、英国で歯科医師登録を希望する外国人歯科医師（EU/EEA 除く）は、ORE に合格することが必要である。ORE は 2 つの試験からなる。

1) Part1

筆記試験であり、臨床に必要となる歯科科学、疾患について、法律、倫理、安全についての試験である。

2) Part2

実技試験であり、マネキンヘッドを用いた臨床実技、診療計画、緊急処置等の試験である。

ORE 受験には、それまでに経験として、1,600 時間以上の臨床経験があることを示す必要があり、卒業教育機関、勤務診療所等からの証明を提出することが必要となる。

(2) Temporary Registration について

外国人歯科医師のうち、ORE の合格を条件とする Full Registration（完全登録）とは別に、Temporary Registration（仮登録）の制度がある。この制度は、病院における卒後教育や研究、臨床活動等が該当する。最低 84 日から最高 365

日までの登録が可能であり、5 年を上限として更新が可能である。この制度は、完全登録とは別の制度であるので、労働を希望する者は ORE への合格が必要となる。

4. 語学要件について

ORE 受験に際しては、語学試験である IELTS において、Listening、Academic reading、Academic writing、Speaking の何れの項目においても、6.5 以下ではなく、総合 7 を超えるレベルが必要である。NHS 医療を展開する Primary Care Trust (PCT) は、IELTS (Academic) において 6 以上、IELTS (General) において 7 以上の者を NHS 医療者として受け入れることとなっている。他の語学試験としては、資料 (P.) に掲載されている語学試験、得点が必要となる。

5. 職業訓練について

英国における NHS 歯科医療者として労働する場合には、その前に、VT を修了している必要がある。その条件については、以下のようになる。

- (1) 英国外の EU/EEA 加盟国教育機関出身の EU/EEA 加盟国市民の歯科医師について
 - ・VT の必要はない。
- (2) 英国外の EU/EEA 加盟国教育機関でない教育機関出身の EU/EEA 加盟国市民について
 - ・VT の必要はないが、研修を受けることはできる。また、地域によっては、能力試験を要求されることもある。
- (3) EU/EEA 加盟国外市民について
 - ・VT または能力試験を受ける必要がある。

IX. The Migration of Skilled Health Workers in Europe - UK Study について

EU における医療・歯科医療に関わる高度専門職労働者の移動についての系統だった研究を行うために、現在、European Commission 7th Framework Programme が財源拠出元となり、英国 King's College London が中心となり、EU 各国の大学と協力のもと、研究を進めることとなっている。これは、Prometheus プロジェクトと言われるものであり、WHO European Observatory on Health Systems & Policies と the European Health Management Association により行われているものである。2009 年 1 月に開始されている PROMETHEUS プロジェクトは 3 カ年プロジェクトであるので、今後その成果について注視したい。

<参考>

- <http://www.bda.org/dentists/advice/practice-mgt/updates/150910.aspx>
- <http://www.kcl.ac.uk/schools/nursing/research/themes/workforce/projects/international/prometheus.html>

D. 考察

EU においては、歴史的に 1970 年代後半から歯科医師の移動は認められていたものの、他制度の整備等から、近年その動きが活発となってきたと推測される。1999 年のボローニャ宣言以降、高等教育制度の調和を目指すチューニングプロジェクトの活発化が起こり、特に 2004 年以降に加盟をした国々については、新たな制度を教育の場面でも導入することを促進し、旧来の加盟国との溝を埋める方向で活動をしたと

思われる。各国においては、スイスのように、40%を超える歯科医師が外国からの歯科医師である国や、歯科教育機関を持たず人口の少ないリヒテンシュタインやルクセンブルグ大公国のように、全ての歯科医師が他国出身という国もある。フランス、ドイツにおいては、2～3%程度が他国出身という平均 9.4%以下であるのに対し、英国は 25.1%と高い比率を他国歯科医師が占めている。英国においては、EU・EEA との関係のみでなく、英国連邦との関係もあり、南アフリカ、豪州、マレーシア等の歯科医師を受け入れてきた経緯がある。

外国人歯科医師を受け入れる際に、問題となるのが、現地における言語水準を保持しているかどうかという点である。EU 指令においては、言語については自由移動の障壁となるために、免許の相互承認においては、言語要件を付けないように指示している。しかしながら一部の国では、言語要件を求める国もあり改善が望まれているようである。その点で、多くの国においては、その国の免許取得には、言語要件を課さない反面、社会保険医として登録をする際に、言語要件を課すことが見られる。英国を例に見てみると、NHS にて労働をする場合は、IELTS のレベルスコアが要求されている。このように、その国の歯科医療のうち、公的歯科医療レベルを維持するために必須となる言語については、やはり基準を設けることで、被保険者の権利を守ることを行なっているものと考えられる。

教育制度については、卒前教育制度は、歯科医師養成教育機関として授与する学位については、その水準維持を目標に EU/EEA 加盟国が努力をしていると考えられるが、一方、英国のポーランド、チェコに対する姿勢から認められる

ように、教育格差が EU/EEA 内で存在している可能性も示唆された。歯科医師として登録を行うという行為が、歯科医師として該当国で労働を行うことのスタートとなるが、登録を維持するために、多くの国で、生涯研修が義務となっていることも明らかとなった。この制度の存在により、国内、国外で歯科医師免許を取得した歯科医師であろうとも、登録をしている限りは、国としてその診療水準を管理しているというものであり、登録前の診療水準は登録に際し考慮されるものであり、その後は、別に障害研修制度で管理する姿勢が明らかである。

EU/EEA 加盟国内での労働の移動については、元となる個人の国籍、受けた教育機関、最初に免許登録を行なった国、また、結婚後の国籍など、様々な条件の組み合わせがあり、各国対処を可能とするために、条件を定めている。

歯科医師が国境を越えて労働を行うことが実践されている地域として、EU における歯科医師の移動について調査を行なったが、移動についての実情、数的データが明らかになってきたとともに、移動に備えるための教育水準の標準化すなわち ADEE 作成の「Profile and competences for the graduating European Dentist-2009」の存在は、約 200 校の歯科教育機関の標準化に大きな役割を果たしていると考えられる。歯科医師としての水準とは別に、専門医の標準化も今後求められていく点であると考えられるが、この点については、現在調査を行なっている Prometheus プロジェクトによる結果を注視しながら、来年度詳細を追う予定である。

歯科医師の自由移動がもたらした結果の一つとして、海外拠点を持つ診療所の存在を、KCL

の歯科医師から聞くことができた。診療を行う場所は、診療費用が安く済む本国で行うことを前提とし、英国ロンドン市街中心部に、別診療所を開設、その場で英国の診療費用で治療をすることもできるが、本国での診療について、航空券費用、ホテル費用を合わせても、ロンドンでの診療費用よりも安価に済むことを売りに、患者を獲得しようというものである。

この動きは、いわゆるデンタルツーリズムにつながる要素を含むが、患者の術後管理の問題については、諸問題を含んでおり、今後、より詳細について、調査を進めたい点である。

E. 結論

EU/EEA 加盟国においては、他国からの歯科医師の受け入れを行う実情があることが明らかとなった。その自由移動を可能とするために、様々な法的根拠、教育水準の収斂化等が整備されているとともに、各国自国の社会保障制度の維持のために、語学要件等の設定を行なっていた。5 億人近い市民、40 万人近い歯科医師の関係を、30 ヶ国近い国の中で、どのように管理していくかという点は、今後においても状況を把握していく必要があるものと考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

国際的な労働力移動自由化時代における歯科医師養成制度のあり方に関する研究

(H22-政策一般-002)

分担研究報告書

米国における外国人歯科医師受入れ体制の諸状況に関する研究

研究代表者 鶴田 潤（東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 講師）

研究分担者 森尾 郁子（東京医科歯科大学 歯学教育開発学分野 教授）

研究要旨

国際的な労働力の移動が活発となり、特に専門的職業人の移動が国境を越え起こる時代が予測され始めている。特に医療職における専門的職業人については、国ごとに、免許認可、労働許可を行っているため、国境を越え労働を行うためには、免許内容の認証、労働許可条件の認証が必要となってくる。本研究においては、歯科医療従事者、特に歯科医師の国際的移動について情報を分析するために、その養成課程の内容をふまえた分析を行うことを目的とした。

50州の合衆国として政治形態を保っている米国における外国人歯科医師受入れ制度を調査することで、今後の我が国の向かう方向性を考察することとした。米国においては、歯科医師となるための3要件、教育的要件、筆記試験要件、臨床試験要件とあり、教育要件については、基本的にAmerican Dental Association(ADA) Commission on Dental Accreditation(CODA)が認証した教育機関にて、D. D. S., D. M. D.の学位を得ることが必要となる。この条件は協定を結んでいるカナダにおいても共通であり、現在、米国61校、カナダ10校の教育機関が該当している。筆記試験要件については、ADA National Board of Dental Examination (NBDE) Part I、Part IIに合格することが必要である。臨床試験については、基本的に、州ごとに実施されるものであり、試験団体によって運営されている。外国人歯科医師の歯科医師免許取得条件については、50州50様であり、その規則についても、変化しているものであるとのことであった。基本的に、ADACODAによって認証された2年以上のプログラムを修了し、他2要件に合格することで、免許取得を行うことであるが、州によっては、規則のない州、限定免許を発行する州など、様々であった。現在のところ、米国内で3要件を満たすことなく、歯科医師として労働することはできない状態であり、教育レベルを国内で証明してから受け入れる体制として、外国人を受け入れていることが明らかとなった。

A. 研究目的

世界でも居住人口が多く、50州が各州独立し

た政治形態を持ち、歯科大学数も61校と非常に多い米国において、外国人歯科医師の受入れ

体制を調査し、考察することで、今後我が国の向かうべき方向を見出すことを本研究の目的とした。

B. 研究方法

米国に関する資料について、訪問調査、インターネット上より入手した資料をもとに情報を収集した。また、American Dental Association (ADA)において得られた書類を参考とした。インタビュー調査については、American Dental Association (ADA)、シカゴにおいて、インタビューを行い、英国に関する資料情報収集を行った。

(倫理面への配慮)

本研究においては、主に資料収集に基づく調査を行うことから、被験者を対象とした実験を行うことはなく、倫理面での配慮において、被験者に対して行うべき点は認められない。

<参考>

1. American Dental Association(ADA)

<http://www.ada.org/>

<http://www.ada.org/3099.aspx?currentTab=1>

2. American Dental Education

Association (ADEA)

<http://www.adea.org/Pages/default.aspx>

<インタビュー調査>

1. American Dental Association(ADA)

平成 23 年 1 月 28 日

・Commission on Dental Accreditation

Predoctoral Education Manager

Dr. Lorraine Lewis

・Commission on Dental Accreditation

Director

Dr. Tony Ziebert

・Council of Dental Education

Dental Licensure, Manager

Ms. Lois Hauglund

・Department of Testing Services

Test Administration, Senior Manager

Dr. Kathleen Hinsahw

<講演・インタビュー調査>

1. ニューヨーク大学歯学部

Dr. Seiichi Yamano、特別講演、東京医科歯科大学、平成 22 年 12 月 1 日

C. 研究結果

I. 米国の歯科医学教育

米国は、人口 3 億 914 万人であり、言語は、主として英語である（法律上の定めはない）。歯科医師数は、186,084 人であり、歯科医師対人口比は、1,661 人である。国の構成として、50 州と特別自治地域からなる国であり、歯科医師免許については、州ごとに法律が設定されている。

歯科医師養成教育機関としては、平成 23 年 5 月現在、米国 61 校（カナダ 10 校）の大学教育機関があり、基本的に 4 年制の教育である。これらは、American Dental Association Commission on Dental Accreditation の評価認証を受けている教育機関である。他の歯科関係職養成機関はおよそ 100 以上存在し、350 を超える専門教育プログラムがある。全ての教育機関を合わせると、46,000 人以上の学生とおおよそ

12,000人の教員がいることとなる。

2008-2009年において58校あった教育機関のうち、37校は公立、3校は州立関係、18校は私立である。これらは34州と特別地域にあった。2005-2006年においては、18,610人の学生が4年制教育課程に学び、2005年には、4,688人の学生が入学している。学費（2005年）は、1年時、私立大学で39,267ドル、公立大学で16,593ドル、平均で24,286ドルであった。

米国で歯科医師として免許取得をするためには、3つの基本的要件を満たす必要がある。

1. 教育要件

教育要件として、American Dental Association (ADA) Commission on Dental Accreditation (CODA) による教育過程の評価認証を受けた、大学教育機関にて、D. D. S. もしくはD. M. D.を取得していることである。ADACODAについては、カナダにおける Commission on Dental Accreditation of Canada (CDAC) との協定を結んでいることから、カナダで評価認証を受けている大学の卒業生も、米国の教育要件を満たしていることとなる。

2. 筆記試験要件

筆記試験要件としては、National Board of Dental Examination (NBDE) (筆記試験) の Part I, Part II を合格している証明が必要となる。Part I は、基礎生物科学、歯科解剖、倫理などを含む範囲の包括的試験であり、Part II は、患者管理を含む臨床歯科科目についての包括敵試験である。NBDE は、ADA The Joint Commission on National Dental Examination により管理されている。

3. 臨床試験要件

臨床試験要件としては、各州あるいは各試験地域の歯科試験団体によって管理される臨床試験に合格する必要がある。(ニューヨーク州においては、臨床試験はなく、PGY-1 という卒業後臨床研修を修了する必要がある。カリフォルニア、コネチカット、ミネソタ、ワシントン州については、最低1年の卒業後研修プログラムをオプションとして認めている。

上記要件は、基本的要件となるが、州によっては他要件を要求することもあるので、以下の点は注意を要する点である。

- ・最低年齢18歳あるいは21歳
- ・良好なモラル保持者
- ・州における開業要件に関する試験
- ・医療過誤保険への加入証明
- ・BLS あるいは CPR (救急医療) の証明
- ・ADA 認証プログラムの専門医学学位
- ・専門医試験の証明書
- ・社会的背景の確認
- ・指紋認証
- ・面接
- ・B型肝炎のワクチン接種の証明
- ・感染予防、放射線安全管理などのコース修了

II. 米国の外国人歯科医師登録に関する情報

1. 外国人歯科医師に対する教育要件

外国(米国、カナダ外)で教育を受けた歯科医師が、米国において歯科医師免許を取得したい場合は、前述の基本的3要件を満たす必要がある。すなわち、教育要件、筆記試験要件、臨床試験要件である。

うち、外国人歯科医師に対する教育要件については、各州により異なるため、以下列挙する。

(1) アラバマ州 (AL)

最低2年間の正式な臨床修練を米国もしくはカナダのADACODAに認証された機関において修了しているか、米国もしくはカナダのADACODAに認証された教育機関において、D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(2) アラスカ州 (AK)

ADACODAに認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(3) アリゾナ州 (AZ)

ADACODAに認証された教育機関からのD. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(4) アーカンソー州 (AR)

ADACODAに認証された教育機関の卒業生であり、D. D. S. もしくはD. M. D. を取得していることが必要である。

(5) カリフォルニア州 (CA)

2003年12月31日までにNBDE Part I, Part IIの合格証を提供し、2004年7月12日までに理事会に結果を登録する必要がある。それ以外については、ADACODAに認証された教育機関での2年間の補習教育を受ける必要がある。理事会においては、外国歯科大学を認証する権限を有しており、認証を受けている教育機関の卒業生については、ADACODAに認証された教育機関

においての補習教育なしで、カリフォルニアの歯科医師免許を取得することができる。現在までに、メキシコのUniversity de La Salle in Leon, Guanajuatoが唯一の教育機関である。

(6) コロラド州 (CO)

ADACODAに認証された教育機関からのD. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(7) コネチカット州 (CT)

ADACODAによって認証を受けた、最低2年間の研修医としての卒業歯科研修を修了し、かつ、その後、コネチカットの歯科大学の管理下でのコミュニティや学校ベースの健康センターでのADACODAに認証された2年以上の研修を修了するか、あるいは、コネチカット州の歯科大学で常勤教員として最低3年間働くことが必要である。これまで取得したすべての他州の免許について提出する必要がある。

(8) デラウェア州 (DE)

ADACODAに認証された教育機関からの学位を取得していることが必要である。

(9) コロンビア自治区 (DC)

ADACODAに認証された教育機関を卒業しており、D. D. S. もしくはD. M. D. を取得していることが必要である。

(10) フロリダ州 (FL)

認証された米国歯科大学におけるプログラムを卒業し、D. D. S. もしくはD. M. D. を取得していること、あるいは、認証された教育機関にお

いて、2年間の補習教育を修了し、卒業証書あるいは証明書を取得することが必要である。

(11) ジョージア州 (GA)

ADACODA に認証された教育機関における D. D. S. もしくは D. M. D. を授与するプログラムの最終2年間で修了することが必要である。

(12) ハワイ州 (HI)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(13) アイダホ州 (ID)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(14) イリノイ州 (IL)

ADACODA に認証された機関における最低2年間の一般歯科診療研修を修了していることが必要であるが、ADACODA に認証された教育機関における最低2年間の卒業専門歯科教育2年間の一般歯科診療研修に替えることができ、イリノイ大学歯学部において1993年1月1日以前に最低1年間の臨床研修を受けていた者については、そのプログラムを修了するのみでよい。申請者は、該当機関より該当プログラムを修了した証書を取得する必要がある。

(15) インディアナ州 (IN)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であり、D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(16) アイオワ州 (IA)

ADACODA に認証された教育機関で最低2年間

の D. D. S. もしくは D. M. D. のレベルに相当する基礎・臨床教育を行う補習教育プログラムを修了し、卒業証書あるいは証明書を取得することが必要である。

(17) カンザス州 (KS)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であり、D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(18) ケンタッキー州 (KY)

ADACODA に認証された2年間の一般歯科における卒業後修練を修了していることが必要である。

(19) ルイジアナ州 (LA)

ADACODA に認証された2年間の卒業後修練を修了していることが必要である。卒業後専門歯科教育を修了した分野での治療しか許されない。

(例：歯内治療分野での卒業後専門教育を受けた外国人歯科医師は、歯内治療しか行ってはならない。)

(20) メイン州 (ME)

ADACODA に認証された教育機関からの D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要であり、歯学部長から証明する書類が必要である。

(21) マサチューセッツ州 (MA)

歯科制限付き免許登録：ADACODA 認証の大学でない教育機関を卒業した歯科医師について、特定病院、教育機関、政府診療所と限られた場所での診療については、歯科制限付き免許を申請することができる。この際に、マサチューセッツ州歯科医師免許を保持する歯科医師の監督下での治療が必要であり、一般診療所での治

療は許されていない。この免許は1年毎の更新であり、最長5年まで更新できる。それ以上の期間となる場合は、North East regional Examination Board の試験に合格する必要がある。

教員診療登録：外国人歯科医師が、教員として雇用された際には、教員診療登録を申請することができる。この免許は1年毎の更新であるが、無期限で更新することができる。診療は、病院、教育機関等に限られている。

(22) メリーランド州 (MD)

米国・カナダ外の歯学教育機関の卒業生に対し、ADACODA 認証の各州の最低2年間の小児歯科研修プログラムを修了した者あるは、メリーランド大学歯学部の小児歯科フェローシップを修了した者は限定免許を取得することができる。この際に、州、郡等によって運営される公的歯科診療所等の公的診療所において、最低2年間の小児歯科治療を行うことが義務づけられる。この2年間の小児歯科治療の契約義務を終了した者について、North East regional Examination Board の試験等の試験に合格することで、一般歯科免許登録が行えることとなる。その際には、Educational Testing Service による英語包括試験、発音試験、文法試験、会話試験に合格することが必要である。

(23) ミシガン州 (MI)

ADACODA に認証された教育機関からの D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していること、あるいは卒業後歯科専門教育における最低2年間の修士プログラムを修了し、学位あるいは卒業証書を取得することが必要である。

(24) ミネソタ州 (MN)

外国歯科医師については、追加教育を受けることは必要なく、免許発行手続きに際し、公的な規則は存在していない。個々のケースに応じて、理事会で判断される。

限定免許については、ADACODA 認証の教育機関でない教育機関出身の歯科医師については、臨床試験に合格すれば、3年間の一般歯科免許を取得することができ、ミネソタ州歯科医師の監督下で診療することができる。3年後、監督歯科医師の推薦があり、理事会で承認されれば、一般免許を取得することができる。

(25) ミシシッピ州 (MS)

中等教育後最低6年間の教育を受け、出身国において当該国の免許管理団体が認証している歯科大学を卒業し、ADACODA による認証を受けた歯科医学教育機関で最低2年間の卒業後歯科専門教育を受けていることが必要である。

(26) ミズーリ州 (MO)

ADACODA に認証された教育機関からの D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(27) モンタナ州 (MT)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

・ネブラスカ州 (NE)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(28) ネバダ州 (NV)

ADACODA に認証された教育機関で D. D. S. も

しくはD.M.D.を取得していること、もしくは専門医として認められる歯科専門教育プログラムを修了していることが必要である。

(29) ニューハンプシャー州 (NH)

ADACODA に認証された最低2年間の一般歯科プログラムの卒業生であることが必要である。

(30) ニュージャージー州 (NJ)

ADACODA に認証された2年間の補習教育を修了し、D.D.S. もしくはD.M.D. を取得していることが必要である。

(31) ニューメキシコ州 (NM)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であり、証書を取得していることが必要である。

(31) ニューヨーク州 (NY)

専門教育課程を証明するために、申請者は、60 学期時間以上の専門前教育（化学、生物学、物理学等）と専門教育を修了している必要がある。歯学教育プログラムについては、最低4年間あるいは同等期間とし、当該国における歯科臨床に十分なレベルとして認知される、学位、卒業証明書を取得する必要がある。

(32) ノースキャロライナ州 (NC)

ADACODA に認証された教育機関における最低2年間の教育を修了し、筆記、臨床試験を合格し、歯科学位を取得して卒業することが必要である。

(33) ノースダコタ州 (ND)

ADACODA に認証された教育機関の学位または

卒業証明書を取得していることが必要である。

(34) オハイオ州 (OH)

申請者は、一般歯科教育において、自らが実習技術試験、臨床試験を行った認証された教育機関の教員からの証書を理事会に提出する必要がある。米国の多くの大学では実習技術試験を行っていないことから、多くの申請書は受理されない状態であり、大学教育の広範2年間と同等であるADACODAに認証された2年間の臨床教育も含む教育課程に入ることが推奨される。

(35) オクラホマ州 (OK)

米国またはカナダのADACODAに認証された教育機関の卒業生であり、D.D.S. もしくはD.M.D. を取得していることが必要である。

(36) オレゴン州 (OR)

ADACODA に認証された2年間以上の教育課程を修了し、D.D.S. もしくはD.M.D. を取得することと、十分な英語能力が必要である。

専門医免許については、ADACODA に認証された2年以上の卒後歯科専門教育を修了し、十分な英語能力を有し、他州での一般歯科医師としての記録を示す必要がある。あるいは、ADACODA に認証された2年以上の卒後歯科専門教育を修了し、十分な英語能力を有し、5年以内の臨床試験に合格した証明書を保持していることが必要である。

また、外国人歯科医師は、十分な英語能力を有し、ADACODA に認証された2年以上の卒前教育あるいは2年以上の卒後一般歯科研修プログラムを修了していれば、試験なしで免許登録の申請を行うことができる。

(37) ペンシルバニア州 (PA)

ADACODA に認証された教育機関において、臨床前、臨床教育を受け、D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(38) プエルト・リコ (PR)

ADACODA に認証された教育機関における Advanced Standing Program にて最低2年の教育の修了、他の法的要件を満たすことが必要である。専門医教育としての卒後歯科専門教育は、Advanced Standing Program と同等と見なすことはできない。

(39) ロードアイランド州 (RI)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(40) サウスキャロライナ州 (SC)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(41) サウスダコタ州 (SD)

ADACODA に認証された教育機関より、申請者が必要な教育／訓練を修了している証明書の提出が必要である。

(42) テネシー州 (TN)

ADACODA 認証でない教育機関で D. D. S.、D. M. D. プログラムと同等と見なされる教育課程の卒業生、ADACODA に認証された歯科専門医教育の修了者については、ADACODA 認証教育機関、教育プログラム等で歯科診療を行うことができる限定免許を取得することができる。

(43) テキサス州 (TX)

歯科大学卒業の証明書、そして、ADACODA に認証された最低2年間の専門教育プログラムを修了していることが必要である。

(44) ユタ州 (UT)

ADACODA に認証された教育機関を修了している証明書とともに、英語について、十分な読み書き会話の十分な能力を有し、必要時に理事会に示せることが必要である。

(45) ベルモント州 (VT)

ADACODA に認証された教育機関における1年以上の教育課程の修了とともに、D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(46) バージニア州 (VA)

ADACODA に認証された教育機関における教育課程（卒前プログラム、12ヶ月以上の一般歯科研修プログラム、卒後歯科専門医プログラム）の修了とともに、D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

(47) バージンアイランド (VI)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(48) ワシントン州 (WA)

ADACODA に認証された教育機関の卒業生であることが必要である。

(49) ウェストバージニア州 (WV)

ADACODA に認証された教育機関において、最低2年間の卒前あるいは卒後教育を修了して

いることが必要である。

(50) ウィスコンシン州 (WI)

外国歯科大学卒業の証明書および、ADACODA に認証された1年から2年間の一般歯科に関する卒業教育 (Advance education in general dentistry (AEGD))、一般歯科診療研修 (General practice residency (GPR)) の修了証書の提出が必要である。

ADACODA に認証された教育機関において、最低2年間の D. D. S. もしくは D. M. D. 取得プログラムの修了でもよい。

(51) ワイオミング州 (WY)

米国またはカナダの ADACODA に認証された教育機関の卒業生であり、D. D. S. もしくは D. M. D. を取得していることが必要である。

2. 外国人歯科医師に対する筆記試験要件

教育要件として掲げられている教育プログラムに入学する前に、NBDE Part I に合格していることが必要である。教育プログラムの中には、Part II の合格も必要とするものもある。NBDE を受験するためには、受験資格を確認するために、Educational Credentials Evaluators, Inc (ECE) の書類審査を受ける必要がある。通常は教育プログラム終了後に、Part II を受験する。

3. 外国人歯科医師に対する臨床試験要件

臨床試験については、患者治療をもって試験とすることが一般的であるが、州により制度が異なる。

(例：ニューヨーク州においては、臨床試験はなく、PGY-1 という卒業臨床研修を修了する必

要がある。カリフォルニア、コネチカット、ミネソタ、ワシントン州については、最低1年の卒業研修プログラムをオプションとして認めている。)

III. 外国人歯科医師の受入状況

前述の通り、各州により外国人歯科医師の受け入れ制度は異なっている中、各州における外国人歯科医師数の把握は困難なものということであった。教育要件を含む3要件が満たされることで初めて州免許が発行されることとなるが、

その内の筆記試験要件で外国人歯科医師数を推察することが ADA により行われている。

(Foreign-trained dentists licensed in the United States, Exploring their origins Luciana E. Sweis, DDS; Albert H. Guay, DMD, JADA, Vol. 138 P. 219-224, [http:// jada.ada .org](http://jada.ada.org) February 2007)

2002年から2005年までのNBDE Part IIの受験者について、その出身を調査したところ、受験者総数24,113人に対し、4,136人が外国で資格を取得した歯科医師であった。資格を取得した国別で見ると、インド(25.8%)、フィリピン(11.0%)、コロンビア(5.8%)と他4%以下の国96ヶ国であった(合計99ヶ国)。出身校で見ると、100ヶ国478校であり、最も多い受験生を送り出したのは、フィリピンのEast Manila大学であり169名であった。

本調査によると、1993年、1997年から2002年までの外国大学を卒業した歯科医師が、米国歯科大学に入学した数は、930人、376人、320人、379人、407人、441人であった。また、2002年から2005年までのNBDE Part IIの外国大学を

卒業した歯科医師受験者数は、1,333人、1,237人、851人、715人、合計4,136人と、減少傾向にあることが分かった。

D. 考察

米国については、一つの国でありながら、50の州と特別自治地域によって構成されている点が非常に特徴的な点として、今回の調査の結果として現れた。歯科医師として米国で労働を行いたい場合には、3要件（教育、筆記試験、臨床試験）を満たす必要があることは、米国民だけでなく、外国で歯科医師免許を取得した外国人歯科医師に対しても同様である。外国人歯科医師に求められる教育要件については、基本的に、ADACODAによって認証された2年間のプログラムを修了することが必要であると言えるが、州によっては、実習試験の記録を必要とする州、公的施設での研修を必要とする州、特に規則を設けていない州、他国においても州が独自に認証をした教育機関を卒業していれば登録できる州など、様々な州が存在している。また、登録についても、完全登録ではなく、限定登録制度を用意し、指定された施設、身分であれば、診療を行うことができる州もある。

ADAにより実施されるNBDEについては、基本的に州によって変わるものではなく、臨床試験については、州により、患者試験、OSCE、試験ではなく研修等と、やはり各州により異なるものであった。このように、各州において制度が異なる理由としては、各州が置かれた事情、各州の特徴で現れているものと考えられる。大学教育機関が多い州、歯科医師そのものが少ない州、歯科医師が集まりやすい州等、それぞれ

の状況に応じて、州法にて規則を制定できることが、その背景にあるものと思われる。

ADAでのインタビュー調査時に、外国人歯科医師の総数がわかる資料についての相談をおこなったが、各州にての管理ということで、ADAで入手することはできなかった。ADAの調査による論文には、過去2005年以前のデータとしては、NBDE Part IIの受験生として、フィリピン、インド等のアジア、中等地域からの歯科医師が多く見られていることが報告されていたが、数的には、2002年から2005年にかけて減少傾向にあることが示されていた。現在、米国における歯科医療事情は、大学増設に見られるように、良い状態であることから、受験者数が増加している可能性もあるが、この点については、さらなる調査が必要であると思われる。

Dr. Yamanoの講演においても強調されていた点であるが、日本の歯科医師が、米国で歯科医師になりたい、と希望を持つが、どの大学に入学し、何州で歯科医師登録したい、と具体的に考えることの必要性が、調査からも明らかとなった。

これまでの調査報告については、主に、外国で歯科医師免許を取得した歯科医師が米国で歯科医師として登録を行う方法についてであったが、米国の歯科医師制度の中心的役割を果たすADAにおいては、CODA International Accreditationを設定している。この制度については、現在の段階は、希望教育機関について、その教育制度、カリキュラム等を精査し、認証プログラムを開始できるかどうかを相談する段階を用意しているが、これまでに、世界で9校（韓国、中東、インド等）から問い合わせがあったのみで、実際の契約には至っていないと

いうことであつた。この契約により実際の認証プロセスが軌道に乗れば、その教育機関の卒業生は、米国の歯科医師登録に際し、教育要件が免除されるというものである。

・CODA International Policies and Fees
(http://www.ada.org/sections/educationAndCareers/pdfs/internatl_policies_fees.pdf)

この制度そのものはまだ運用されていないものであるが、海外の大学を認証しようとするその ADA の姿勢については、今後の人材獲得、教育水準の標準化等、様々な伏線的な流れが感じ取られる。費用、手続きなどの面で、運用導入までの壁が厚いことから、実現に至っていないが、今後、中東地域、インド等の経済的成長が見られる地域における動向に興味を持たれる。

E. 結論

米国においては、国の構成単位である州政府による決定権の存在から、50州それぞれの背景に基づく受入れ制度、条件が、教育要件、臨床試験等に設定されていた。数的データについては、2005年当時のものであつたが、NBDE Part II の外国人歯科医師の受験数は減少傾向にあつた。近年、ADA は、CODA による評価認証を国際的に展開するプログラムを開始している。これまでに、プログラムを導入した教育機関はなかったが、今後、国際的な人材移動の手段として、動向を注視していく必要があると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

資料

Information sheet for survey of health professionals - Version 2 August 2010



Principal investigators:
Dr Ruth Young
Prof. Charlotte Humphrey

KING'S
College
LONDON

Title of Study:
Health Professional Migration in Europe

KING'S COLLEGE, LONDON
JAMES CLERK MAXWELL BUILDING
57 WATERLOO ROAD, LONDON, SE1 8WA
TEL: 020 7848 3595 FAX: 020 7848 3506
WEBSITE: WWW.KCL.AC.UK/DI010000/

INFORMATION SHEET:
Survey of individual health professionals who have moved to the UK from elsewhere in Europe

INTRODUCTION

You are being invited to take part in a research study. Before you decide whether to take part, it is important for you to understand why the research is being done and what it will involve. Please take time to read the following information carefully and discuss it with others if you wish. Ask us if there is anything that is not clear or if you would like more information. Take time to decide whether or not you wish to take part. Thank you for reading this information sheet.

WHAT IS THE PURPOSE OF THE STUDY?

Health professionals have always moved to, from, and within Europe. However, concerns about the scale of movement and their impacts are increasing. Policy makers and managers need to respond but robust data and information is scarce. This study aims to help address that information gap by exploring the reasons why individual health professionals chose to move/migrate within Europe. Data will be used to make recommendations about the improvement of workforce management, working environments and the situation of workers in the health services - both in countries such as the UK that receive health professionals from abroad and countries that need to understand what measures, if any, they can take to keep more health workers at home.

WHY HAVE I BEEN INVITED TO TAKE PART?

We are interested in the migration reasons and experiences of doctors, nurses, midwives, dentists and physiotherapists who originally qualified elsewhere in Europe but who moved to work in the UK during the last 10 years. If you are in ANY of these groups then we would very much like to hear your views. Even if you cannot complete all of the survey questions, we would still be very grateful for ANY INFORMATION at all that you can give.

DO I HAVE TO TAKE PART?

Completing the web-survey is entirely voluntary. It is up to you to decide whether or not to take part.

WHAT WILL HAPPEN IF I TAKE PART?

The estimated time needed to complete the survey is 10-12 minutes. It will ask about your experiences of migration, the reasons why you chose leave the country in which you originally qualified as a health professionals and why you moved to the UK. It will also ask for some key demographic details (a.g. age, gender, country of qualification etc). In addition we hope to run a small number of follow-up interviews with health professionals who reply to the survey. Therefore the survey will ask you to provide contact details if you are willing for the researchers to get in touch. If you do not want to be contacted further, you can still answer the rest of the survey anonymously. Even if you agree to be contacted you can still change your mind at a later date - that is not a problem. Any details you do give us will be kept strictly confidential and will be deleted if you withdraw from the study or as soon as the study finishes.

King's College London, Prometheus プロジェクトについて

<http://www.kcl.ac.uk/schools/nursing/research/themes/workforce/projects/international/prometheus.html>

WHAT ARE THE POSSIBLE DISADVANTAGES OR RISKS OF TAKING PART?

We do not think there are any risks to you in taking part in the study. However, if you are at all concerned about any of the survey questions you can skip them.

WHAT ARE THE BENEFITS OF TAKING PART?

No direct benefits to individual survey respondents are anticipated, but we hope that our general findings and recommendations from the study may help NHS organizations to improve recruitment and workforce management practices relating to European recruits.

WHAT HAPPENS IF THERE IS A PROBLEM?

We do not anticipate that any problems will occur. Should you have a complaint, however, you can ask for a copy of the King's College, London complaints procedure by contacting the researcher leading the study at the address given on the top of this information sheet.

WILL MY TAKING PART IN THIS STUDY BE KEPT CONFIDENTIAL?

Yes. We will follow ethical and legal practice and all information about you will be kept strictly confidential to the researchers at King's College, London. Answers to the survey will be entered into a database and analysed using a standard statistical computer package. All names/identifying details will be removed and replaced with a code. Any contact details you give us will be stored completely separately. The database will be kept as part of a data archive for 3 years, when it will be securely destroyed. At all times the data will be kept locked and secure at King's College, London and will only be available to the King's College research team.

WHO IS ORGANISING AND FUNDING THE RESEARCH?

The study is being undertaken by researchers from King's College, London. It is part of a wider project on health professional migration being led by the European Observatory on Health Systems and Policy and the European Health Management Association for the European Commission. The UK has been chosen as one of the study countries because it receives such a large number of health workers from Europe. The other countries taking part are Germany and Lithuania, where the equivalent research will be undertaken by researchers at the Technical University, Berlin and Kansas University of Medicine. None of your individual information will be shared with researchers outside the UK.

WHAT WILL HAPPEN TO THE RESULTS OF THE STUDY?

The study findings will be reported in a chapter of a book published by the European Observatory on Health Systems and Policy. The book will be made available on the Observatory's website (<http://www.euro.who.int/Observatory>) during 2011. The UK findings may also be reported in academic/professional journals and at conferences. You will not be identified in any of these publications. Only aggregate/summary information will be reported or shared with the wider project team.

WHO HAS REVIEWED THE STUDY?

The study has been reviewed and approved by the [INSERT ETHICS COMMITTEE NAME].

CONTACT FOR FURTHER INFORMATION - THANK YOU AGAIN FOR READING THIS INFORMATION: If you do decide to take part, please keep this information sheet for future reference. Meanwhile, if you have any questions at all, please feel free to contact Charlotte Humphrey at charlotte.humphrey@kcl.ac.uk.

King's College London, Prometheus プロジェクトについて

<http://www.kcl.ac.uk/schools/nursing/research/themes/workforce/projects/international/prometheus.html>



HEALTH PROFESSIONAL MOBILITY IN EUROPE

PROMeTHEUS

Background to project

Health professionals have always moved to, from and within Europe. However, concerns about the scale of movement and their impacts are increasing. New patterns of disease, new technology and increasingly global markets have multiplied pressures on health systems. Policy-makers and managers need to respond but robust data and information are scarce. This information gap is addressed by PROMeTHEUS, a consortium of 11 international partners.

Overarching aims of PROMeTHEUS

The project aims at understanding the scale, relevance and directions of health professional mobility, the reasons behind it and the tools most adequate to respond to it. It will consider the positive and negative impacts of mobility on health systems and map international, national and regional policies and organizational responses. Scientific evidence will in this way be used to support policy-relevant recommendations.

Acronym

HEALTH PROMeTHEUS

Full title

Health Professional Mobility in the European Union study

Coordinator

European Health Management Association, Brussels, Belgium

Scientific coordinator

European Observatory on Health Systems and Policies, Belgium, Brussels

Consortium

11 partners

Project web sites

<http://www.ehma.org/index.php?q=node/46>

http://www.euro.who.int/observatory/Studies/20090211_1



Co-financed by the European Community's Seventh Framework Programme (FP7/2007-2013), grant agreement No. 223383

King's College London, Prometheus プロジェクトについて

<http://www.kcl.ac.uk/content/1/c6/05/68/98/PrometheusHealthprofessionalmobilityinEurope.pdf>